

家庭用マッサージ器及び指圧代用器 Massage appliances and digital compressor for home use			家庭用電気治療器 Electric therapy apparatus for home use			家庭用永久磁石磁気治療器 Magnetic induction therapy using permanent magnet for home use		
	2)	家庭用エア式指圧代用器のエア圧力は、48 kPa以下である。		備考	製造業者が負荷を指定しない場合は、50 Ω負荷に整合回路を接続し、測定する（附属書2参照）。			
	b)	もみ機能をもつ機器の、もみ回数は3～83回/分までの範囲でなければならない。		2)	出力電力の精度は、定格出力電力の±30%を超えてはならない。適否は、出力電力測定によって判定する。	定格出力の偏差は、IEC60601-2-3の50.により規定した。		
	c)	たたき機能をもつ機器の、たたき回数は25～1700回/分までの範囲でなければならない。		3)	周波数は、13.56 MHz±6.78 kHz, 27.12 MHz±162.72 kHz, 40.68 MHz±20.34 kHz, 2450 MHz±5.0 MHzのいずれかでなければならない。適否は、周波数測定によって判定する。	周波数の要求は、医療用具製造承認申請の手引第十版により郵政省告示257号の最大許容値を含めない周波数帯（ISMバンド）とした。以前は、13.56 MHz及び40.68 MHzのものもあったが、最近では27.12 MHz及び2450 MHzが主に使		
	d)	振動機能又は揺動機能をもつ機器の、振動回数は34～7300回/分までの範囲でなければならない。		b)	家庭用低周波治療器	家庭用低周波治療器の性能は、次による。	家庭用低周波治療器の性能基準を以下に定める。	
	e)	施療部移動機能をもつ機器の、施療部移動速さは0.6～5.9 cm/秒までの範囲でなければならない。		1)	最大出力電流は、JIS C9335-2-209 22.a)（最大出力電流）による。	医療用具製造承認申請の手引第十版(4.25.1-2-2)及び通商産業省令85号別表第八(93)ロを引用し、JIS C9335-2-XXX 22.101によるとし、以下が引用される。 「a)最大出力電流 最大出力電流は、1 kΩ無誘導抵抗負荷で実効値20 mA以下でなければならない。 適否は、附属書2に規定する回路を使		